

参考2. 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金業務実施細則

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金業務実施細則

(趣旨)

第1条 一般社団法人性世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が、次世代自動車用充電設備の設置に対する助成金（以下「補助金」という。）を交付する業務は、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金交付規程（以下「交付規程」という。）に定めるもののほか、交付規程によりセンターが定めるこの業務実施細則（以下「実施細則」という。）による。ただし、交付規程第5条第1項に定める補助対象経費に係る充電設備承認の手続きについてもセンターが別に定める。

(用語)

第2条 実施細則で使用する用語は、特に定めのない限り交付規程の例による。

- 一 「高機能急速充電設備」とは、電気自動車等への充電に際し、現契約電力を超えないように充電のための電力を制御する機能等充電設備の運用費用の負担低減に資する機能、課金が可能となる機能、又はこれらを組み合わせた機能を備えた急速充電設備をいう。
- 二 「高機能普通充電設備」とは、電気自動車等への充電に際し、現契約電力を超えないように充電のための電力を制御する機能等充電設備の運用費用の負担低減に資する機能、課金が可能となる機能、又はこれらを組み合わせた機能を備えた普通充電設備をいう。
- 三 「高機能V2H充電設備」とは、電気自動車等への充電に際し、現契約電力を超えないよう充電のための電力を制御する機能等充電設備の運用費用の負担低減に資する機能、課金が可能となる機能、又は、これらを組み合わせた機能を備えたV2H充電設備をいう。
- 四 交付規程第3条第1項第二号における「普通充電設備」のコントロールパイロット機能には、使用・非使用による切り替えを必須としないこととする。
- 五 「充電用コンセント」とは、日本配線システム工業会規格「JWDS-0033 EV充電用コンセント・差込プラグ」に適合したコンセントをいう。
- 六 「コンセントスタンド」とは、センターが認めた充電用コンセント（JWDS-0033に適合するもの）を装備する盤型、又はスタンド型のものをいい、日本配線システム工業会規格「JWDS-0035 EV充電用コンセント盤・コンセントスタンド」適合することを必要とする。
- 七 「経路充電」とは、長距離を移動する場合の電欠回避を目的とする充電等をいう。主に急速充電設備が利用されることが多い。
- 八 「目的地充電」とは、移動先での滞在中の駐車時間に行う充電等をいう。主に普通充電設備が利用されることが多い。
- 九 「基礎充電」とは、電気自動車等の所有者の自宅や事業所、勤務先など、車両の保管場所で行う充電をいう。主に普通充電設備、充電用コンセント等が利用されることが多い。
- 十 「空白地域」とは、「経路充電」における電欠防止の観点から特に重要な場所のことをいう。

原則、道のり 15 km 圏内に急速の公共用充電設備がないこととする。

- 十一 充電設備における「中古品」とは、申請者が既に代金を支払い、設置し、メーカー発行の保証書等を受領した充電設備をいい、「新古品」とは、申請者が代金を支払って既に所有する設置されていない充電設備をいい、いずれもその購入費用は補助対象経費とはならない。
- 十二 「共同申請」とは、一つの申請に関し、複数の申請者がいる場合、手続きの代表者を定めた上で共同して申請することをいう。原則として、充電設備の所有権を有する者が申請の手続きを行うこととする。

(補助金交付上限額)

第3条 交付規程別表2の充電設備に係る補助金交付の交付上限額の範囲としてセンターが定める金額は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める金額とする。

充電設備の種類、出力及び補助率ごとの補助金交付上限額を以下に示す。

一 定格出力が 10 キロワット以上 30 キロワット未満の急速充電設備	
高速道路 S A ・ P A 及び道の駅等への充電設備設置事業	100 万円
マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業のうち、	
マンション等への充電設備設置事業	50 万円
二 定格出力が 30 キロワット以上 50 キロワット未満の急速充電設備	
高速道路 S A ・ P A 及び道の駅等への充電設備設置事業	150 万円
マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業のうち、	
マンション等への充電設備設置事業	75 万円
三 定格出力が 50 キロワット以上 90 キロワット未満の急速充電設備	
高速道路 S A ・ P A 及び道の駅等への充電設備設置事業	200 万円
マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業のうち、	
マンション等への充電設備設置事業	100 万円
四 定格出力が 90 キロワット以上の急速充電設備	
高速道路 S A ・ P A 及び道の駅等への充電設備設置事業	500 万円
商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業	250 万円
五 普通充電設備	
*定格出力が 6 キロワット未満の普通充電設備	
商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業	
及びマンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業	25 万円
*定格出力が 6 キロワット以上 10 キロワット未満の普通充電設備	
商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業	
及びマンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業	37.5 万円
六 V2H 充電設備	
マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業のうち、	
マンション等への充電設備設置事業	100 万円
商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業	
及びマンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業のうち、	

事務所・工場等への充電設備設置事業	75万円
七 蓄電池付充電設備	
*定格出力50キロワット以上90キロワット未満の蓄電池付急速充電設備	
高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業	400万円
マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業のうち、	
マンション等への充電設備設置事業	200万円
*定格出力90キロワット以上の蓄電池付急速充電設備	
高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業	700万円
商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業	350万円
八 充電用コンセント	
商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業	
及びマンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業	2万円
九 充電用コンセントスタンド	
商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業	
及びマンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業	6万円
2 交付規程第5条第1項の規定による補助対象経費に係る事業ごとの充電設備と設置基数の目安は別表1-1のとおりとする。ただし、補助金の交付の目的に鑑み、交付規程第7条第1項に基づき提出された公募兼交付申請書の内容が電気自動車等の普及に資すると認められる場合は、第15条に規定する採択委員会にて審議の上、事業ごとの充電設備と設置基数の目安を超える場合も採択することができるものとする。	
3 交付規程第6条第1項の規定による事業の種類、充電設備の種類及び設置工事の内容ごとにセンターが定める補助金交付上限額は、別表1-2のとおりとする。	
4 交付規程第6条第2項の規定による充電設備の型式ごとにセンターが定める補助金交付上限額は、別表1-3のとおりとする。	
5 交付規程第5条第2項に基づきセンターが承認する充電設備の条件を別表8に定める。	
6 交付規程第7条第4項に規定する補助金の予算の範囲の内訳は、高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電）及び商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）を8.2億円程度、マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）を1億円程度とする。	
7 前項の予算の範囲の内訳や交付規程別表1の補助金交付上限額の補助率は必要に応じて見直すこととする。	

(補助金の公募兼交付申請)

第4条 交付規程第7条第1項に規定するセンターが指定する日は、令和元年9月30日（月）とする。

2 交付規程第7条第2項第八号に規定する補助対象経費の支払方法において、他の取引との相殺払い、手形（電子手形を含む。）による支払及び裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等によるものは認めないものとする。

（改定日：令和元年5月15日）

- 3 交付規程第7条第2項第十号に定める工事の施工開始とは、充電設備設置に係る搬入や充電設備設置の為の基礎工事などの設置に係る準備や工事の一部又は全部の施工の開始のことをいう。
- 4 交付規程別表4に掲げる公募兼交付申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるものは、別表2のとおりとする。
- 5 交付規程第7条第4項に規定するセンターが定める採択を行う日は、別途定めることとする。
- 6 交付規程第7条第1項に規定する公募兼交付申請書の提出があった場合は、当該申請書類等の確認を行い、受付の可否を判断するものとする。所定の申請書及び添付書類並びにその記載内容が適正であるものについては受付を行い、申請書の相違等、センターが適正でないと認めたものは、受付を不可とするとともにその旨を申請者に通知するものとする。
- 7 前項において、公募兼交付申請書類等にセンターが不備があると認めた場合は、センターが申請者に一定期間内に書類等の不備を是正するように指示し、受付を保留することができるものとする。
- 8 前項にあっては、センターが指示する一定期間内を超えて不備の是正がされない場合は、第6項同様に受付を不可とし、その旨を申請者に通知するものとする。
- 9 前3項の規定は、交付規程第13条に規定される実績報告においても適用する。
- 10 申請者は、交付規程第5条第1項に定める交付の対象者のうち、法人の支社・支店からの申請を行う場合にあっては、交付規程第7条第1項の規定による公募兼交付申請と同時に、代表権者から当該支社・支店の長へ、センターが定める様式による委任状を提出しなければならない。
- 11 申請者は、交付規程第7条第2項第五号に定めるリース契約を含む申請を行う場合にあっては、交付規程第17条第3項に定める保有義務期間以上使用することを前提とした契約とするに同意すること。
- 12 申請者は、共同申請を行う場合にあっては、交付規程第7条第1項の規定による公募兼交付申請と同時に、以下の各号を定めた、センターが定める様式による共同申請書をセンターに提出しなければならない。
 - 一 交付規程及び実施細則に規定される一切の手続きを行う代表者を定めること。ただし、原則充電設備を所有するものを代表者とすること。
 - 二 交付規程第7条第2項第六号の規定は、共同申請者に対しても適用する。
 - 三 交付規程第7条第2項第十六号に規定する別表4の注8は、共同申請者に対しても適用する。
- 13 前項に規定する共同申請書を提出するにあたっては、以下の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 共同申請者が法人にあっては履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書等（3カ月以内の発行のもの、原本。）及びセンターが定める役員名簿

- 二 共同申請者が法人にあっては、法人番号を証する書類（法人番号指定通知書の写し又は法人インフォメーション等よりダウンロードした該当のPDFファイルデータ等）
- 三 共同申請者がマンション管理組合（管理組合法人を除く。）にあっては、マンション管理組合の現在の代表者が選任されたことを証する書類の写し及び現代表者の本人確認書類
- 1 4 申請者は、交付規程別表2の特別な仕様に基づく工事に該当するものとして申請しようとするときは、交付規程第7条第1項の規定による公募兼交付申請と同時に、「特別な仕様に基づく工事」申請事由を、その関係する規格書又は仕様書を添付してセンターに申告しなければならない。
- 1 5 申請者は、交付規程第19条第1項に規定される手続代行者による申請を行う場合は、次の各号に定める項目に関し、手續代行者の了承を得た上で依頼しなければならない。
- 一 手續代行者は、申請者が依頼する交付規程及び実施細則に規定される手続きを代行すること。
 - 二 手續代行に係る費用は、補助対象経費とは認められないこと。
 - 三 補助金交付に係るセンター発行の通知書等の書類の送付先に関しては、全て申請者となること。
 - 四 手續代行者は、虚偽の申請等不正行為を行った場合は、交付規程第25条に基づき、手續代行業務の停止及び名称の公表等の措置が科せられること。
 - 五 手續代行者は、交付規程第7条第1項の規定による公募兼交付申請と同時に、センターが定める様式による手續代行者届出書を提出しなければならない。
- 1 6 前項の規定は、交付規程第13条に規定される実績報告においても適用する。
- 1 7 センターは、手續代行者による不正行為等を認めた場合は、交付規程第16条に基づき交付決定を取消し、既に補助金が交付されているときは、センターが定める様式による補助金返還命令書により、期限を付して申請者へ当該補助金の返還を命じるものとする。

(補助対象経費及び補助金交付額の計算方法)

第5条 補助金交付額は、充電設備費と設置工事費について別々に計算し、それらを合計して算出する。

- 2 充電設備の購入費については、充電設備に係る購入価格に補助率を乗じた額と、別表1-3に定める当該充電設備と同一の型式の補助金交付上限額のいずれか低い方を補助金交付額（千円未満の額は切り捨て。）とする。なお、高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業における「高速道路SA・PA」、「道の駅」及び「空白地域」に設置される充電設備については、当該充電設備に係る購入価格と、別表1-3に定める当該充電設備と同一の型式でセンターが承認した本体価格のいずれか低い方を補助金交付額とする。ただし、交付規程第8条第1項の規定による交付決定通知書に記載の内容に対して、交付規程第13条第1項の規定による実績報告に記載された補助対象経費が増減する場合、原則として減額のみを認め、増額は認めないものとする。
- 3 設置工事費については、交付規程別表2に事業ごとに定めた額を補助金交付上限額とする。別表1-2に定める事業の種類、充電設備の種類及び設置工事の内容ごと工事項目ごとに定額、あるいは補助上限額と申請者が申告する補助対象経費についてセンターが審査しこれを認めた

額のいずれか低い方を合算した額と、別表1-2に定める該当の補助金交付上限額のいずれか低い方を補助金交付額（千円未満の額は切り捨て。）とする。ただし、前項ただし書きを準用するものとする。

(利益等排除の方法)

- 第6条 交付規程第7条第2項第十一号に規定する利益等排除の方法は別表3に定める。
- 2 申請者は、前項に規定する方法により利益等排除の公募兼交付申請をしようとするときは、交付規程第7条第1項の規定による公募兼交付申請書と同時に、利益等排除の申告をセンターにしなければならない。
 - 3 申請者は、第1項に規定する方法による交付規程第8条第1項の交付の決定の通知を受けた場合は、同規程第13条第1項の規定による実績の報告をしようとするときに、利益等排除の申立をセンターにしなければならない。

(交付の決定等)

- 第7条 センターは、交付規程第7条第4項の公募兼交付審査等をするにあたり、充電設備の普及を促進する地方公共団体に対して、設備設置が円滑に実施できるよう十分に配慮するものとする。

(計画変更の承認等)

- 第8条 センターは、交付規程第8条第1項の交付決定通知、同条第2項の修正、同条第5項の条件、第10条の計画変更の承認その他の理由により、当初の公募兼交付申請に係る補助対象経費が増減する場合、原則として減額のみを認め、増額は認めないものとする。
- 2 申請者は、交付規程第10条第1項の計画変更をしようとするときに、センターが別に定める軽微な変更の場合は、センターに計画変更の申告をするものとする。
 - 3 前項において変更の内容が工事の内容に関わらない軽微な変更とセンターが認める場合は、センターに変更内容の報告をもって届けることとする。
 - 4 センターは、第2項において申告された変更の内容が、軽微であると認められる場合は、第2項に定める計画変更の申告をもって承認する。

(実績報告等)

- 第9条 交付規程第13条1項のセンターが別に定める日は令和2年1月31日（金）とする。
- 2 交付規程第7条第2項第十二号に定める充電設備の設置完了とは、補助対象経費に係る充電設備を稼働せしめる設置工事が全て完了した日のことをいう。
 - 3 申請者は、公募兼交付申請の際に予定していた設備設置の完了日までに設備設置を完了しない場合は、交付規程第11条に定める工事完了日の遅延等の報告をもって、事前にセンターの承認を受けなければならない。この場合において、センターは、その設備設置の完了の遅延が、本人の責めに帰さないやむを得ない事情によるものと認める場合には、これを承認する。
 - 4 交付規程第13条第2項のセンターの承認を受ける場合は、実績報告日期限遅延の事由を報告しなければならない。ただし、第1項に定める日を超過することはできないものとする。

5 交付規程別表5に掲げる設備設置に係る実績の報告に必要な添付書類のうちセンターが定めるものは、別表4のとおりとする。

(取得財産等の管理等)

第10条 交付規程第17条第2項の取得財産等の保有義務期間を別表5のとおり定める。

2 交付規程第17条第3項においてセンターが保有義務違反と認める処分は別表6のとおり定める。

(財産処分の制限等)

第11条 交付規程第18条第2項の取得財産等の処分を制限する期間を別表5のとおり定める。

2 交付規程第18条第3項の承認を受けて行われる処分のうち、別表7に掲げるものにあっては、同項の規定は適用しない。

3 補助金の交付を受けた者は、前項においてセンターが認める処分を行うときは、センターが定める様式による取得財産等届出書をもって届けることとする。

4 センターは、交付規程第18条第3項に基づき提出された財産処分承認申請書の処分の内容が、補助事業の目的を達成できないとしてセンターが認めたときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を求め、財産処分承認通知書により通知するものとする。ただし、その取得財産等の処分が本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるものとして次の各号に該当するときは、センターは補助金の返還を求めるものとする。

一 天災又は過失のない事故等により補助対象充電設備が使用不能となり廃棄処分した場合。

二 その他センターが特に認める場合。

5 前項において、センターが補助金の返還を求めるときは、減価償却資産における償却方法の考え方に基づき、当該返納額は、補助金交付額等を勘案して算出される額とする。

6 補助金の交付を受けた者が、交付規程第17条第3項に定める保有義務期間に第18条第1項において処分を制限されていない取得財産等の処分をするとき又は処分を制限された取得財産等を交付規程第18条第3項に規定された処分に該当しない処分をするときは、あらかじめ取得財産等届出書をもって届けることとする。

(充電設備の設置場所等に関する調査)

第12条 センターは、電気自動車等の利用環境の向上を図るために、充電設備の設置場所、仕様、利用者の範囲等に関する情報について調査し、一般への提供等が可能となるよう努めるものとする。

2 主に公共用充電設備設置に係る申請者は、前項の調査及び一般への提供等について、承諾しなければならない。

(予算が不足する場合の措置等)

第13条 センターは、交付規程第7条第4項の審査等をするに当たり、採択された公募兼交付申請の額の累計が予算額を超えると予想される場合は、公募兼交付申請期間を短縮することができる。

なお、この場合には、センターのホームページ上で公募兼交付申請の受付を終了したことを告知する。

2 センターは、交付規程第7条第4項の審査等をするに当たり、採択された公募兼交付申請の額の累計が予算額に満たないと予想される場合は、第4条第1項に定める日を超えて、公募兼交付申請を受付することができるものとする。なお、この場合には、センターのホームページ上で公募兼交付申請の受付期間を延長することを告知する。

(審査委員会)

第14条 センターは、有識者等による審査委員会を組織し、交付規程の制定及び変更、実施細則の制定及び変更（軽微なものを除く。）、補助金上限額の決定、補助対象となる充電設備の審査等、補助金の交付をする業務に係る重要な決定をするときは、当該審査委員会の審議を経なければならない。

(採択委員会)

第15条 センターは、有識者等により組織された採択委員会の事務局となり、交付規程第7条第4項における採択を行うときは、当該採択委員会の審議を経なければならない。

(様式)

第16条 交付規程及び実施細則によりセンターが定める様式は、様式1から様式33までのとおりとする。

(附則)

1. この実施細則の制定は、第14条の審査委員会の審議を経て決定する。
2. この実施細則は、交付規程の適用日（平成31年4月19日）から適用する。

(附則) 令和元年5月15日改訂

1. この実施細則は、審査委員会での承認日（令和元年5月15日）から適用する。

(別表1-1) 事業別充電設備と設置基数の上限の目安

事業	急速充電設備 及び 蓄電池付 急速充電設備	普通充電設備	V2H充電設備	充電用コンセント	充電用コンセント スタンド
1. 高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業	高速 1基 道の駅 1基 空白地域 1基 注1 注2	—	—	—	—
2. 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業	1基 注3	駐車場収容台数による 注4	同左	同左 注5	同左
3-1. マンション等への充電設備設置事業	1基 注6	マンション等に付属する駐車場の当該駐車場収容台数による 注4	同左	同左 注5	同左
3-2. 事務所・工場等への充電設備設置事業	注7	事務所・工場等の当該駐車場収容台数による 注8	同左	同左 注9	同左

注1 高速道路SA・PA等に設置する場合は、原則、定格出力50kW以上の急速充電設備の設置を対象とする。

注2 道の駅等に設置する場合は、原則、急速充電設備の設置を対象とする。

注3 2. 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業においては、原則、普通充電設備の設置を対象とするが、急速充電設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。なお、新規に設置する場合は急速充電設備を選択できない。

注4 2. 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業、3-1. マンション等への充電設備設置事業において、設置できる普通充電設備、V2H充電設備、充電用コンセントスタンドの基数の目安は駐車場収容台数の1.5%以内又は10基のいずれか低い方とする。ただし、混合設置の場合は合算値とする。

また、設置できる充電用コンセントの基数の目安は駐車場収容台数又は30基のいずれか低い方とする。なお、普通充電設備、V2H充電設備、充電用コンセントスタンドとの併設を可能とし、その場合も他の充電設備の基数に関わらず、駐車場収容台数又は30基のいずれか低い方とする。

注5 機械式駐車場に設置する場合にも当該機種を認めるが、目安の基数は注4に準ずる。

注6 3-1. マンション等への充電設備設置事業において、急速充電設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。

注7 3-2. 事務所・工場等への充電設備設置事業において、急速充電設備は選択できない。

注8 3-2. 事務所・工場等への充電設備設置事業において、設置できる普通充電設備、V2H充電設備、充電用コンセントスタンドの基数の目安は駐車場収容台数の1.5%以内又は10基のいずれか低い方とする。ただし、混合設置の場合は合算値とする。

また、設置できる充電用コンセントの基数の目安は駐車場収容台数又は30基のいずれか低い方とする。なお、普通充電設備、V2H充電設備、充電用コンセントスタンドとの併設を可能とし、その場合も他の充電設備の基数に関わらず、駐車場収容台数又は30基のいずれか低い方とする。

注9 機械式駐車場に設置する場合にも当該機種を認めるが、目安の基数は注8に準ずる。

(別表1-2) 事業ごとの設置工事に係る補助金交付上限額

(単位：円)

*1 V2Hのみ補助率は2／3とする。

*2 社有車駐車場への設置で、センターが別に定めた条件を満たす場合のみ補助率2/3とする。

*3 離島とは、国土交通省が定める、北海道、本州、四国、九州、沖縄本島の5島を除く島をいう。

*4 急速充電設備で特別措置の受電を行う場合のみ適応する

*5 既設分譲マンション等に設置する場合のレイアウト検討費の上限とする。新築の分譲マンション等、賃貸マンション等においては、10万円を上限とする。

*6 高速道路S A・P A等(特別な仕様に基づく工事)への設置もしくは、急速充電設備(90 kW以上)を設置した場合に適用する工事全体の上限額を示す。

(注) 優先的充電設備の設置工事における「設置工事」の補助金交付上限額については、別にリンクが定める。

(別表 1-3)

平成31年度 補助対象充電設備型式一覧表

対象となる充電設備はセンターホームページにてご案内いたしますので、参照してください。センターが承認した充電設備が追加された場合は、順次センターホームページも更新します。

(次世代自動車振興センターホームページ <http://www.cev-pc.or.jp/>)

- ・センターホームページの掲載フォーム

メーカー名	区分			型式	出力	仕様		補助金交付 上限額 補助率1/2 (千円)	補助金交付 上限額 補助率2/3 (千円)	センターが承認した 本体価格 (円)※1							
	種別	高機能	蓄電池														
		課金															

【区分】充電設備種別、高機能を示す。なお、高機能は課金と運用費低減機能を表示。

【仕様】耐塩：塩， 寒冷地：寒， 耐塩＋寒冷地：塩・寒， 三相：三， 単相：单

・本表※1で示す「センターが承認した本体価格」は、センターが定める補助金交付の上限額の範囲内にて、申請要件等に基づき算定された価格であり、メーカー各位が定める販売価格とは異なりますことをご理解ください。なお 高速道路SA・PA及び道の駅等に設置する場合、「センターが承認した本体価格」が補助金交付上限額となります。

・各機器の仕様及び課金方法や記載内容等については各メーカーへ確認のこと。

(別表2) 公募兼交付申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの

設備設置に係る公募兼交付申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの

- ①充電設備を設置する土地が借地の場合は、土地の利用及び充電設備設置の許諾を証する書類
- ②マンション等への充電設備設置事業の申請にあっては、充電設備の設置場所がマンション等であることを証する書類
- ③マンション等への充電設備設置事業の分譲済みのマンション等の申請にあっては、充電設備の設置が「住民総会」等で決議されている又は理事会での合意がされていることを証する書類
- ④事務所・工場等への充電設備設置事業の従業員駐車場の申請にあっては、従業員駐車場専用であること、社有車駐車場の申請にあっては、社有車駐車場専用であることを証する書類
- ⑤その他必要に応じてセンターが定めるもの

(別表3) 利益等排除の方法

1. 利益等排除の対象となる調達先	
<p>補助金の申請者（リースの場合はそのリース契約の使用者を含む。以下、この表で同じ。）が以下の（1）から（3）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。</p> <p>利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社に基づく。（注10）</p>	
<p>（1）申請者自身</p> <p>（2）100%同一の資本に属するグループ企業</p> <p>（3）申請者の関係会社（上記（2）を除く。）</p>	
2. 充電設備の利益等排除の方法	
2-1. 充電設備メーカーとの関係性を確認	
(1) 申請者の自社調達の場合	当該調達品の製造原価（注11）をもって補助対象経費とする。
(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。
(3) 申請者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。）を

	もって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。
2-2. 充電設備販売会社との関係性の確認	
(1) 申請者の自社調達の場合	申請不可とする。
(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上総利益率をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。売上総利益率がマイナスの場合は0とする。
(3) 申請者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における営業利益率をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。営業利益率がマイナスの場合は0とする。
3. 設置工事の利益等排除の方法	
(1) 申請者の自社調達の場合	申請不可とする。
(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上総利益率をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。売上総利益率がマイナスの場合は0とする。
(3) 申請者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における営業利益率をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。営業利益率がマイナスの場合は0とする。

注10 親会社とは、他の会社（子会社）の議決権のある株式の50%超を保有している会社のこと。

子会社とは、他の会社（親会社）に議決権のある株式の50%超を保有されている会社のこと。

関連会社とは、他の会社に議決権のある株式を20%以上50%未満保有されている会社のこと。

関係会社とは、親会社、子会社及び関連会社のこと。

注11 当該調達品の製造原価については、製造原価を証明する資料の提出を行うものとする。

(別表4) 設備設置に係る実績報告に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの

充電設備設置に係る実績報告に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの

- ①充電設備代金及び設置工事代金の支払証憑の内訳明細（充電設備の本体価格等の内訳が記載されているもの）
- ②充電設備設置工事の完了を証する書類
- ③充電設備及びその設置工事がリースの場合にあっては、貸与料金の算定根拠明細書
- ④その他必要に応じてセンターが定めるもの

(別表5) 取得財産等の保有義務期間と処分を制限する期間（設置完了日からとする）

事業の種類	対象となる 取得財産等	保有義務期間	取得財産等の処分を 制限する期間 ※
1. 高速道路 S A ・ P A 及び道の駅等への 充電設備設置事業 (経路充電)			
2. 商業施設及び 宿泊施設等への 充電設備設置事業 (目的地充電)	充電設備 及び 付帯設備等		5年
3. マンション及び 事務所・工場等への 充電設備設置事業 (基礎充電)			

(※処分を制限する取得財産等は取得価格が単価50万円以上のものを対象とする)

(別表6) 取得財産等の保有義務違反とセンターが認めるもの

センターが取得財産等の保有義務違反と認めるものは、次に掲げるものとする。

1. 充電設備や同設備の設置に関し、安全上や法規上の問題が発生し取得財産等の撤去などが求められた場合。
2. リース契約期間が保有義務期間を満たしていないことが判明した場合。
3. その他センターが充電設備の普及の促進に違反すると認めた場合。

(別表7) 取得財産等の処分のうち、センターが認めるもの

次に掲げる処分（貸し付けの場合にあっては、補助金の交付を受けた者が、充電設備等の所有権を留保するものに限る。）

1. 充電設備設置後に本補助金の目的の達成を図るために、充電インフラネットワーク会社等へ行われる利用権の許諾。
2. 充電設備の塗装等による広告目的使用。ただし、充電設備機能を低下させたり、外見を著しく阻害させたりしてはならない。
3. その他センターが充電設備の普及の促進に特に必要と認める処分。

(別表8) 充電設備の条件

センターが補助対象と認める充電設備の条件は、次に掲げるものとする。

1. センターが補助対象と認める「急速充電設備」、「普通充電設備」及び「V2H充電設備」は、市販されている電気自動車等と当該充電設備の充電時の「互換性」及び「安全性」が第三者により担保されていることを条件とする。なお、第三者については審査委員会の承認を得て、センターが別に定める。
2. 「急速充電設備」、「普通充電設備」及び「V2H充電設備」については、原則として、全事業において国際規格（IEC61851、IEC62196）に準拠していることを条件とする。